

倉吉市上下水道局企業管理規程第8号

倉吉市下水道使用料条例施行規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市下水道使用料条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市下水道使用料条例（令和元年倉吉市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例第2条に掲げる用語の例による。

(水道水以外の水の使用による排除汚水量の認定)

第3条 条例第6条第1項第2号に規定する水道水以外の水を使用した場合の排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水以外の水を一般家庭用として使用する場合は、公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が水道水以外の水を使用する用途ごとに基準を定め、世帯人員数その他の事実を考慮して認定する。
- (2) 一般家庭用以外の用途に使用する場合は、その使用者の使用の態様を勘案して認定する。
- (3) 条例第6条第3項に規定する計測のための装置を取り付けた場合は、その計測した水量を排除汚水量として認定する。

(排除汚水量の認定の申請)

第4条 条例第6条第1項（第1号を除く。）及び第2項の規定による認定を受けようとする者は、排除汚水量認定申請書（様式第1号）を管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定は、条例第7条の規定による使用の態様の変更の届出について準用する。

(基本使用料の徴収)

第5条 排除汚水量が0立方メートルの月の下水道使用料は、基本使用料を徴収する。

(下水道使用料の精算)

第6条 使用者が下水道使用料を納付した後において、下水道使用料を追徴し、又は還付しなければならない理由が生じたときは、次期以降に徴収する下水道使用料でこれを精算する。ただし、管理者がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(減免申請等)

第7条 条例第10条の規定による下水道使用料の減額又は免除を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、下水道使用料の減額又は免除の適否を決定し、下水道使用料減免決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、倉吉市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（令和2年倉吉市規則第17号）による廃止前の倉吉市公共下水道条例施行規則（昭和53年倉吉市規則第6号）、倉吉市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年倉吉市規則第15号）又は倉吉市林業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年倉吉市規則第56号）（それぞれ使用料に係る部分に限る。以下これらを「旧規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

排除汚水量認定申請書

年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住 所
氏 名 ㊦
電話番号

倉吉市下水道使用料条例施行規程第4条の規定により、次のとおり下水の排除汚水量の認定を受けたいので申請します。

記

汚水排除場所		お客様番号		
汚水種別	1. 家庭汚水	2. 家庭及び 事業場汚水	3. 工場又は 事業場汚水	4. その他 ()
使用水の種類	水道水のみ ・ 水道水以外 () ・ 水道水併用 ()			
使用の状態				
申請理由				
その他				

下水道使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊦

下水道使用料の減免を受けたいので、倉吉市下水道使用料条例施行規程第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

汚水排除場所		お客様番号	
減免申請期間	年 月 日～ 年 月 日		
申請理由			
添付書類			

様式第3号(第7条関係)

下水道使用料減免決定通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道使用料の減免については、次のとおり決定したので、倉吉市下水道使用料条例施行規程第7条第2項の規定により通知します。

決 定 事 項	
備 考	